

令和 3 年 第 2 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 3 年 2 月 2 5 日 (木)

## 色麻町農業委員会議事録

令和3年2月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

### ・招集委員

番号	担当	氏名
1	農政	高橋たえ子
2	農地	堀籠慶浩
3	農地	鎌田一宣
4	農政	早坂勝一
5	農政	渡邊義彦
6	農政	佐藤文洋
7	農地	菅原敏臣
8	農地	阿部きよ子
9	農地	大泉貞行
10	農政	早坂成弘
11	農政	畑中長悦
12		堀籠勝恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 1名

・会議録書記 遠藤由美 ・ 事務局長 山田栄男

議決事項 第3号議案 農地法第3条の規定による許可決定について  
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請書の意見決定について  
第5号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について  
第6号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は11名でございます。  
6番 佐藤文洋委員より欠席の旨通告がございましたので報告いたします。  
定足数に達しておりますので、第2回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  
【異議なしの声あり】

議長 それでは、4番 早坂勝一委員、5番 渡邊義彦委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。

議長 **第3号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。**

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第3号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。  
記については、省略させていただきます。

議長 **番号2番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号2番、譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 大字下本町 ○ー○ 外5筆、地目 田及び畑、地積 5,082㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。  
なお、譲受人は認定新規就農者であり農地集積の面では問題なく、国の新規就農者制度を活用しており、今回の権利取得も制度の要件を満たすた

めでもございます。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地確認の報告を 7 番 菅原敏臣委員よりお願いします。

菅原委員 それでは、番号 2 番について、現地確認の報告をいたします。

去る、2月10日、担当委員 畑中長悦委員、阿部きよ子委員、それに私と、山田事務局長の4名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

確認事項は、申請地一筆毎の利用状況、管理状況などを確認して参りましたが、それぞれの農地に有効的にパイプハウスが設置されており、作付けも問題なく行われておりました。

以上、私たちは何ら問題ないと見て参りましたが、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦勞様でした。現地確認の報告が終わりました。  
採決に入ります。番号 2 番についてご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号 2 番は可と決しました。

以上で、第 3 号議案、農地法第 3 条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議 長 **第 4 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の意見決定についてを議題**  
といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第 4 号議案 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条の規定による許可申請の意見決定について。

上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。

記については、省略させていただきます。

議 長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号1番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 高城字館〇ー〇、地目 畑、地積 1, 202 m<sup>2</sup>。  
申請内容は、自社運営の太陽光発電設備の設置のための転用であります。本件につきましては、令和2年10月付けで県の許可を受けておりましたが、新型コロナウイルス感染症の問題から資材流通の停滞等により当初の計画通り進捗できず、現地状況が未着手となっていることから、工期の変更を行うものであります。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 それでは、ご発言を頂きます。  
【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。  
以上で、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 第5号議案農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第5号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。  
記については、省略させていただきます。

議 長 番号9番から番号14番までは、○○委員さんに関する議事でありますので、農地法第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席願います。  
【堀籠委員退席後】

早坂（勝）委員 番号12番までは、設定する者が親戚関係で受ける者は同じ人なので一括してできないか。

議長 お諮りいたします。  
ただいま、4番 早坂委員より一括審議の提案がありましたが、一括審議としてよろしいでしょうか

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしにより**番号9番から番号12番**までを一括審議といたします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号9番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○ー○ 外7筆、地目 田、地積 13,196㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

事務局長 番号10番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 同様でございます。設定をする土地の所在 四竈字新向町○ー○ 外1筆、地目 田、地積 6,076㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由 同様でございます。

事務局長 番号11番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 同様でございます。設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○ー○ 外1筆、地目 田、地積 6,131㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由 同様でございます。

事務局長 番号12番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 同様でございます。設定をする土地の所在 四竈字新向町○ー○ 外2筆、地目 田、地積 5,851㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由 同様でございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号9番から番号12番は可と決しました。

**【堀籠委員着席後】**

議長 **番号13番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 事務局長 番号13番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○-○ 外2筆、地目 田、地積 3, 250㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号13番は可と決しました。
- 議長 **番号14番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号14番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新上新田○-○ 外6筆、地目 田、地積 10, 585㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号14番は可と決しました。  
【着席後】
- 議長 **番号15番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号15番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 清水字川端北○-○ 地目 田、地積 2, 016㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、農地の集積を希望する認定農業者と新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号15番は可と決しました。

議長 お諮りいたします。

番号16番と番号17番及び番号18番と番号19番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の賃貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので、議事についても一括して審議したいと思いますが如何でしょうか。

【異議なし】

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 **番号16番、番号17番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号16番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田<sup>もり</sup>守彦<sup>ひこ</sup>さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月〇一〇 地目 田、地積 2,934㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長 番号17番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上でございます。適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号16番、番号17番は可と決しました。

議長 **番号18番、番号19番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号18番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者



宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田<sup>もり</sup>守彦<sup>ひこ</sup>さん、設定をする土地の所在 清水字浜ノ沢〇一〇 外16筆、地積 13,380㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

事務局長 番号19番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在等は同上でございます。  
適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定新規就農者と新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号18番、番号19番は可と決しました。

議長 **番号20番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号20番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字東原〇一〇 外1筆、地目 田、地積 9,998㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等により、経営規模の拡大を計画している認定農業者と利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号20番は可と決しました。

議長 **番号21番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号21番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 王城寺字新下川原〇一〇 外2筆、地目 田、地積 6,088㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模の拡大を計画している認定農業者と利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号21番は可と決しました。

議長 **番号22番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号22番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新白山○ー○、地目 田、地積 3,079㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模の拡大を計画している認定農業者と利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号22番は可と決しました。

議長 **番号23番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号23番、権利の種類 売買、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田<sup>もり</sup>守彦<sup>ひこ</sup>さん、設定をする土地の所在 黒沢字千苺田○ー○ 外5筆、地目 田、地積 14,390㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

- 議 長 全員賛成ですので、番号23番は可と決しました。  
以上で、第5号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。
- 議 長 **第6号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。**
- 議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 第6号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。  
記については、省略させていただきます。
- 議 長 **番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。**
- 事務局長 番号1番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長 寺田守彦<sup>てらだもりひこ</sup>さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字弘台堂○ー○、地目 田、地積 13,490㎡、適要につきましては記載のとおりあり、農地の所在する地域の担い手への集積でございます。
- 議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
**【異議なしの声あり】**
- 議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
**【全員挙手】**
- 議 長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。  
以上で、第6号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。
- 議 長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。
- 議 長 第2回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時32分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年2月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 早坂勝一 ⑩

署名委員 渡邊義彦 ⑩